

学校法人神戸学院役員退職手当支給基準

(目的)

第1条 この基準は、学校法人神戸学院役員報酬等支給基準第4条第1項第4号の規定に基づき、理事長の退職手当の支給に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 退職手当は在任期間1年以上の理事長が、次の各号の一に該当する事項により退任した場合に支給する。

- (1) 任期満了
- (2) 辞任 任期中に自らその地位を退任する場合
- (3) 職務外傷病又は死亡退任 職務外の傷病により退任したとき、又は職務外の死亡により退任したとき
- (4) 定年退任 学校法人神戸学院寄附行為施行細則第9条の2に基づく定年年齢に達したことにより退任したとき
- (5) 職務上傷病又は死亡退任 職務上の傷病により退任したとき、又は職務上の死亡により退任したとき

(退職手当)

第3条 退職手当は、別表第1に定める基本月額に在任年数に応ずる別表第2に掲げる支給率を乗じて得た額を支給する。ただし、在任年数に1年未満の端数がある場合には、当該在任年数支給率の月数に比例して算出した支給率を乗じて得た額を支給する。

- 2 在任1年未満の者が、前条第3号、第4号又は第5号により退任した場合には、在任年数1年の支給額の12分の1に在任月数を乗じて得た額を支給する。
- 3 在任年数が24年を超えた場合の退職手当の支給率については、在任年数24年に応ずる別表第2に掲げる支給率を適用する。
- 4 前3項により算出された額に100円未満の端数を生じたときは、これを、100円に切り上げるものとする。

(在任年数の計算)

第4条 前条第1項の在任年数の計算は、就任日の属する月から、退任日の属する月までとする。

(死亡による退職手当の支給)

第5条 理事長が在任中に死亡した場合に、その退職手当を支給する遺族並びにその範囲及び順位については、国家公務員退職手当法を準用する。

(支給日)

第6条 退職手当は、退職後30日以内に全額を支給する。

(退職手当の支給禁止)

第7条 退職手当は、学校法人神戸学院寄附行為（以下「寄附行為」という。）第10条第1項に定めるところにより解任された場合、その全部又は一部を支給しないことがある。

2 退任後、支給日までの間において在任中の行為につき寄附行為第10条第1項に定める解任に相当する事由が発見された者の退職手当は、その全部又は一部を支給しないことがある。

(退職手当の返還)

第8条 退職手当支給後に、在任中の行為につき解任に相当する事由が発見された場合には、学校法人神戸学院は支給した退職手当の全部又は一部の返還を当該理事長であった者又は第5条に定める遺族に求めることができる。

(改廃)

第9条 この基準の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会において行う。

附 則

- 1 この基準は、2020年4月1日から施行する。
- 2 教育職員でない神戸学院大学学長が退任するときの退職手当の支給については、この基準を準用する。
- 3 学校法人神戸学院役員退職手当支給要領（2008年12月20日制定）は、廃止する。

別表第1（第3条関係）

基本月額	月額 763,900円（神戸学院大学職員給与規程別表1 教育職員基本給表の最高額）
------	---

別表第2（第3条関係）

退職手当支給率表

事由 在任年数	第2条第1号及び第2号	第2条第3号	第2条第4号及び第5号
1	0.7	1.25	1.5
2	1.4	2.5	3.0
3	2.1	3.75	4.5
4	2.8	5.0	6.0
5	3.5	6.25	7.5
6	5.0	7.5	9.0
7	6.1	8.75	10.5
8	7.2	10.00	12.0
9	8.3	11.25	13.5
10	9.4	12.5	15.0
11	11.1	13.875	16.65
12	12.2	15.25	18.3
13	13.3	16.625	19.95
14	14.4	18.0	21.6
15	15.5	19.375	23.25
16	16.6	20.75	24.9
17	17.7	22.125	26.55
18	18.8	23.5	28.2
19	19.9	24.875	29.85
20	21.0	26.25	31.5
21	22.2	27.75	33.3
22	23.4	29.25	35.1
23	24.6	30.75	36.9
24	25.8	32.25	38.7